

【諮問第135号】

17川情個第44号

平成17年9月12日

川崎市教育委員会  
委員長 宮田 進 様

川崎市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 安富 潔

公文書開示請求に対する部分開示処分に関する異議申立てについて  
(答申)

平成16年10月29日付け16川教庶第852号で諮問のありました公文書開示請求に対する部分開示処分に関する異議申立ての件について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

訴訟委任契約書の受任弁護士職印の印影については開示すべきである。

## 2 異議申立ての趣旨及び経緯

異議申立人は、平成16年9月9日付けで、川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、実施機関川崎市教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、「川崎市教育委員会及び川崎市が、平成16年9月8日、横浜地方裁判所に提出した指定代理人届出文書が作成されるまでの回議書付文書並びに附属・添付資料を含む全ての文書及び前記同様に訴訟代理人を選任し、訴訟委任状を提出するまでの全ての文書」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

実施機関は、平成16年9月24日付けで、業務繁忙を理由として、条例第12条第2項の規定に基づき、本件請求に対する諾否の決定期間延長を異議申立人に通知した。

実施機関は、平成16年10月14日付けで、本件請求の対象公文書である「教育委員会の事務の一部を、長の補助機関たる職員に委任することについて（伺い）」、「指定書の提出について（伺い）」及び「予算執行伺書（支担）損害賠償等請求事件（平成15年（行ウ）第85号）の取扱い等について（伺い）」に添付されている「個人情報閲覧等請求に対する全部承諾処分不服申立ての決定に係る損害賠償等請求事件について」、同「訴訟委任状（案）」、同「訴状」中の原告の郵便番号、住所、氏名、電話番号、FAX番号、印影については、条例第8条第1号に規定する特定の個人を識別できる情報であるとし、また、「予算執行伺書（支担）損害賠償等請求事件（平成15年（行ウ）第85号）の取扱い等について（伺い）」に添付されている「訴訟委任契約書」中の契約相手方（受任弁護士）の印影については、条例第8条第2号アに規定する事業を営む個人の当該事業に関する情報であって公にすることにより当該個人の権利及び正当な利益を害する情報であるとして、それらを除いて部分開示処分を行った。

異議申立人は、平成16年10月19日付けで、不開示部分を全て開示すべきであるとして、本件部分開示処分の取消を求めて異議申立てを行った（当審査会諮問第135号事件）。

なお、平成17年5月9日に実施された異議申立人の口頭意見陳述聴取において、対象公文書中の原告の郵便番号、住所、氏名、電話番号、FAX番号及び印影については個人を識別できる情報であるとして、異議申立人から異議申立ての対象から除外する旨の表明があり、その後取り下げの手続がなされている。

## 3 異議申立人の主張要旨

平成17年4月26日付け意見書及び同年5月9日実施の口頭意見陳述聴取によれば、異議申立人の主張の概要は、次のとおりである。

(1) 教育委員の一人でもあり、教育委員会の中心的存在である教育長がかわったことにより、実施機関教育委員会は、新たな体制となった。新たな教育委員会会議にお

いて本件異議申立てについて諮問継続を決定したのか、審査会が確認を行わなければならない。

- (2) 原告の郵便番号、住所、氏名、電話番号等の直接的個人識別情報の不開示については異存ない。「訴訟委任契約書」中の相手方弁護士の印影については、条例第8条第2号アを適用して拒否理由とすることには具体性がない。また、一方で弁護士の氏名が開示されており、一貫性がない。

#### 4 実施機関の主張要旨

平成17年3月3日付け処分理由説明書及び同年4月11日実施の事情説明聴取によれば、実施機関の主張（異議申立てに関わる部分のうち個人を識別できる情報に関する部分を除く。）の概要は、次のとおりである。

対象公文書である「訴訟委任契約書」中の契約相手方の印影は、条例第8条第2号アの「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当すると判断し、この部分を不開示とする部分開示処分を行った。

#### 5 審査会の判断

- (1) 本件は、実施機関の部分開示処分について異議申立人から全部開示を求めたものである。

なお、異議申立人が平成17年5月9日の審査会の口頭意見陳述の席にて、不開示部分の一部についての異議を取下げの旨表明し、その後取下げの手続きを取っているため、異議申立人が異議申立てを維持している下記部分についてのみ、以下判断するものとする。

#### 記

訴訟委任契約書の受任弁護士の職印の印影

- (2) 実施機関は前記の印影について条例第8条第2号アの事業を営む個人の当該事業に関する情報であることを理由としている。

同号アは、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある場合に、事業を営む個人の当該事業に関する情報について不開示情報としている。

確かに、上記印影は、事業を営む個人の当該事業に関する情報の一部ということが出来る。

しかしながら、条例第8条第2号アは、単に事業を営む個人の当該事業に関する情報であれば、全て不開示とするものではなく、「当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に限って不開示としているのであるから、この要件に該当するか否かを更に検討する必要がある。

- (3) 弁護士の職印は、弁護士がその職務上作成した文書に自らが作成したことを示すために用いるものであるにすぎない。したがって、これを開示したとしても、当該弁護士の権利が害され、あるいは競争上の地位等正当な利益を害するおそれ

があるということを想定することができない。

この点、誤用、盗用等による不利益が想定できる法人等の代表者の印影とは区別して考えられるべきものである。

よって、受任弁護士の職印の印影については、条例第8条第2号アの「当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」との要件を欠くので、開示すべきである。

以上の次第で、審査会の結論に記載のとおり答申する。

川崎市情報公開・個人情報保護審査会（五十音順）

委員	小林	美智子
委員	鈴木	庸夫
委員	高岡	香
委員	安富	潔